新潟市民病院公告第４３号

掲示期間 9.10－9.19

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第８条の規定に基づき公告します。

令和８年９月１０日

新潟市病院事業管理者　五十嵐　修一

１　入札に付する事項

（１）番　号	病第２０２６０３５号
（２）件　名（業務の名称）	新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務
（３）品質・規格・数量など	仕様書のとおり
（４）契約の条項を示す場所	新潟市民病院　事務局　医事課
（５）入札日時・場所	令和８年１０月５日　午後３時００分 新潟市民病院　３０１会議室
（６）履行期限（履行期間）・履行場所	令和８年１０月５日から令和９年３月３１日まで 新潟市民病院
（７）入札方式	契約方式は、総価での入札とします。
（８）入札保証金	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第１０条の各号の一に該当する場合免除。
（９）入札を無効とする場合	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第１７条第１項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
（１０）入札を中止とする場合	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第１９条の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。

（１１）談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
（１２）契約保証金	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第３３条及び第３４条の規定によります。
（１３）予定価格	公表しません。
（１４）最低制限価格	設けません。
（１５）契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

２　入札参加資格の要件

（１）　本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（３）　新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者

（４）　新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の別表第２の９の措置要件に該当しない者

（５）　令和３年４月１日以降、日本国内の３００床以上の病床数を有する病院において、２年以上継続する医事業務委託の受託実績を５件以上有すること。

※受託実績には、再委託、下請け、労働者派遣契約は含まないものとする。

３　入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

（１）　提出書類　一般競争入札参加申請書（様式第１号）　１部
　　受託実績確認書（様式第３号）　１部

（２）　提出先　　新潟市民病院 事務局 医事課
　　〒９５０－１１９７ 新潟市中央区鐘木４６３番地７
　　電話　０２５－２８１－５１５１（代表）

（３）　提出期限　令和８年９月２９日

（４）　受付期間　入札公告の日から申請期限の日の午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

４　質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

（１）　様式　　様式第２号に準じて作成してください。
（２）　提出期限　令和８年９月１７日午後５時まで
（３）　提出先　　新潟市民病院　事務局　医事課
（４）　その他　　電話での受付は一切しません。
持参又はＦＡＸ（０２５－２８１－５５０８）での受付となります。
回答は、個別にＦＡＸするほか９月２８日までに院内掲示板及び当院ホームページに掲示します。
連絡用に返信用ＦＡＸ番号を記入願います。

５　入札時の注意事項
（１）　入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
（２）　代理人が入札する場合は、委任状（別記様式第２号）を提出してください。
（３）　落札者の決定にあたっては、入札書（別記様式第１号）に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
（４）　入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
（５）　入札に参加される方は、入札参加申請者毎に原則１名とします。
（６）　予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

６　落札者の決定
落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。
ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

様式第１号

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市病院事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

担当者

（電話番号　　）

（ＦＡＸ番号　　）

下記入札の入札参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので申請します。

記

公告年月日	令和　８　年　９　月　１０　日
番　　号	病第　２０２６０３５　号
件　　名 （業務の名称）	新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務

様式第２号

質　　疑　　書

年　　月　　日

住　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

（担当者　　）
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　番　号　　病第　２０２６０３５　号

２　件　名（業務の名称）　新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務

質　疑　事　項

様式第３号

提出者

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

受託実績確認書

令和３年４月１日以降、３００床以上の病床数を有する病院における２年以上継続する医事業務委託の受託実績を５件以上記載すること。

※受託実績には、再委託、下請け、労働者派遣契約は含まないものとする。

※実績について、契約予定は認めない。

病院名	病床数	契約年月日及び年数	電子カルテの導入の有無（有の場合はメーカー名）	ＤＰＣ	
				対象	準備

別記様式第１号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書

年　　月　　日

新潟市病院事業管理者　様

住　　所

氏　　名　　㊞

受 任 者　　㊞

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金　　額		円	
履　行　場　所			

品　　名	品　質・規　格	数　量	単　価	金　　額

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

別記様式第２号

委　　任　　状

年　　月　　日

新潟市病院事業管理者　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　㊞

受 任 者　　氏　名　　㊞

記

件　名

【受任者が入札する場合の記載例】

記載例

別記様式第１号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書

○○年○月○○日

新潟市病院事業管理者　様

住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　○○丁目○○番○○号
氏　　名　△△株式会社
　　(注)　新潟支店長　○○　○○
受 任 者　　○○　○○　　印

●代表者本人が入札する場合は記入しない。
●委任する場合は，受任者名を記入し，委任状と同じ印を押印してください。

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金　　額	￥○○○，○○○	円	
履　行　場　所	○○○○		

品　　名	品　質・規　格	数　量	単　価	金　　額
△△△	△△△	○○	○○	○○○，○○○

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

(注)：新潟市入札参加登録での名称及び届出使用印

同一の印

別記様式第２号

委　任　状

○○年○月○○日

新潟市病院事業管理者　様

届出印の使用

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　○○丁目○○番○○号
　　氏　　名　△△株式会社
　　新潟支店長　○○　○○　印
　　受 任 者　　○○　○○　　印

記

件　名　　○○○○○

※社印・代表者印は新潟市競争入札参加資格登録での「使用印鑑届」で登録された印で押印願います。

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務仕様書

本仕様書は、新潟市民病院において業務委託契約により実施される施設基準運用遵守支援業務の仕様を示すものである。

１　業務の名称

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務

２　業務の目的

保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とし、関東信越厚生局へ届出済み施設基準の適合状況及び診療録と診療報酬請求の整合性等について、特定共同指導と同等の監査と確認を行い、是正項目の取りまとめや改善策の提案を行う。

３　業務委託期間

令和８年１０月５日から令和９年３月３１日まで

ただし、院内実地調査及び報告会の実施日は、新潟市民病院と業務受託者で協議のうえ、決定する。

なお、院内実地調査の実施日は、月曜日から金曜日の連続した平日３日間とし、調査時間は原則として９：００～１７：００とする。

また、実調査時間は延べ２１時間以上とする。

４　委託業務項目

（１） 院内実地調査
（２）ヒアリング
（３）実地調査報告書の作成
（４）実地調査結果の院内報告会の開催（１回）

５　委託業務内容

（１）院内実地調査

①　施設基準に関する書類監査・確認

各部署から提出される書類・資料について、下記の調査を行うこと。

・届出書類と現状の体制についての相違及び不備の調査。
・勤務表などによる人員配置、勤務状況（専従・専任・従事時間数等）の調査。
・病棟、病室等の運用状況についての調査。
・新潟市民病院内活動実績（カンファレンス・委員会等）の調査。

・上記のほか、カルテ記載確認を含めた施設基準や算定要件の遵守状況の調査。
・届出済み施設基準の一覧は別紙のとおり。

② 新潟市民病院内ラウンド
・保険医療機関としての掲示物の調査。
・各種法令に則った掲示物の調査。
・各種法令に則った機器等の配置の調査。
・ラウンド対象は院内全体とし、最低限 6 か所以上（うち病棟を 3 か所以上）行うこと。なお、対象部署は事前に新潟市民病院と業務受託者で調整すること。
・ラウンドは 2 班体制で行い、適宜ヒアリングを行うこと。
・ヒアリングの際は、担当者からの質疑応答に応じ、適宜、正答例を示すこと。
・調査範囲については、届出済み施設基準一覧を基本とし、以下の項目は必須とする。
〇入院基本料
〇入院基本料等加算
〇特定入院料
〇医学管理料

（2） ヒアリング
院内実地調査の期間中に次のとおり、個別にヒアリングを行うこと。ヒアリング対象については事前に新潟市民病院と業務受託者で調整する。
① 施設基準届出項目について、担当部署（10 部署以上）の責任者又は担当者にヒアリングを行うこと。
② 事前に選定したレセプト（15 症例以上）について、実際の医療行為とカルテ記載内容、請求内容との整合性について、担当医師にヒアリングを行うこと。また、必要に応じて看護師、コメディカルにヒアリングを行うこと。
③ ヒアリングは 1 部署又は 1 症例につき、概ね 30 分～40 分程度とし、2 卓体制で行うこと。
④ ヒアリングの際は、担当者からの質疑応答に応じ、適宜、正答例を示すこと。
⑤ ヒアリング終了後、質疑内容及び正答例の資料をヒアリング対象者に提供し、簡易な評価及び改善の提案を行うこと。

（3） 実地調査報告書の作成
① 院内実地調査結果について報告書を作成し、提出すること。

② 報告内容には、診療報酬算定基準等の適合・不適合状況を項目ごとに整理し、改善策等の提案を含むものとする。
③ 報告書提出部数は１５部とする。また、ＰＤＦ形式のデータも併せて提出すること。
④ 報告書提出は、院内報告会の５営業日前までとする。

（４）実地調査結果の院内報告会の開催（１回）
① 実地調査報告書の不適合項目を中心に改善提案を含めて説明・解説すること。また、質疑応答に回答すること。
② ヒアリング時の質疑対応のポイントや正答例を説明すること。
③ 開催回数は１回、時間は１時間程度とする。
④ 院内実地調査終了後、概ね１箇月以内に新潟市民病院内で開催すること。
⑤ 報告会及び実地調査中に新潟市民病院から出された質疑について、報告会中に回答を保留したものについては、後日書面で回答すること。

６　業務実施場所

新潟市民病院
新潟市中央区鐘木４６３番地７

７　その他

（１）業務受託者は、施設基準届出関係書類をはじめとする病院内に保管している書類を病院外へ持ち出すことはできない。
（２）業務受託者は、業務に係る情報資産を複写又は複製しないこと。ただし、病院の事前の承諾を得た場合は、この限りではない。
（３）業務従事者には、セキュリティカードを貸与する。セキュリティカードは紛失、盗難に注意し、適正に使用すること。
（４）この仕様書に定めのない事項については、新潟市民病院と業務受託者で協議のうえ決定する。

施設基準の届出一覧

別紙

令和8年9月1日現在

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
基本診療料	初・再診料	地域歯科診療支援病院歯科初診料	平成27年12月1日	平成30年4月1日
基本診療料	初・再診料	歯科外来診療医療安全対策加算2	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	初・再診料	歯科外来診療感染対策加算3	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	初・再診料	電子的診療情報連携体制整備加算２	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	初・再診料	電子的歯科診療情報連携体制整備加算１	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料	急性期病院A一般入院料	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料	急性期病院A精神病棟入院基本料　10対1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	急性期総合体制加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	臨床研修病院入院診療加算　基幹型	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	救急医療管理加算	平成22年4月1日	令和2年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	超急性期脳卒中加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	妊産婦緊急搬送入院加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	産科管理加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	診療録管理体制加算1	平成28年7月1日	令和6年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	医師事務作業補助体制加算1（15対1） イ	平成26年4月1日	令和2年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	急性期看護補助体制加算2 （25対1）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	看護職員夜間16対1配置加算1	令和8年2月1日	令和8年2月1日
基本診療料	入院基本料等加算	電子的診療情報連携体制整備加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	療養環境加算	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	重症者等療養環境特別加算	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	無菌治療室管理加算1	平成24年4月1日	平成24年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	緩和ケア診療加算	令和4年7月1日	令和4年7月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神科身体合併症管理加算	平成25年11月1日	平成25年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神科慢性身体合併症管理加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	がん拠点病院加算1のイ	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	医療安全対策加算1 （医療安全対策地域連携加算1）	平成20年4月1日	平成30年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	感染対策向上加算1 （指導強化加算）（抗菌薬適正使用体制加算） （微生物学的検査体制加算）	令和4年4月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	患者サポート体制充実加算	令和6年12月1日	令和6年12月1日
基本診療料	入院基本料等加算	報告書管理体制加算	令和4年11月1日	令和4年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	平成22年6月1日	平成22年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	ハイリスク妊娠管理加算	平成20年4月1日	平成21年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	ハイリスク分娩管理加算	平成20年4月1日	平成21年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	バイオ後続品使用体制加算	令和7年9月1日	令和7年9月1日
基本診療料	入院基本料等加算	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年8月1日	令和8年8月1日
基本診療料	入院基本料等加算	病棟薬剤業務実施加算3	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	データ提出加算　2・4　イ	平成24年4月1日	平成24年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	入退院支援加算1・3	平成30年4月1日	令和5年1月1日
基本診療料	入院基本料等加算	入院時支援加算	平成30年4月1日	令和4年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	認知症ケア加算1	平成31年2月1日	平成31年2月1日
基本診療料	入院基本料等加算	せん妄ハイリスク患者ケア加算	令和8年1月1日	令和8年1月1日
基本診療料	入院基本料等加算	排尿自立支援加算	令和7年11月1日	令和7年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神疾患診療体制加算	平成28年4月1日	平成28年4月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
基本診療料	入院基本料等加算	摂食障害入院医療管理加算	令和7年4月1日	令和7年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	地域医療体制確保加算2	令和8年8月1日	令和8年8月1日
基本診療料	入院基本料等加算	重症患者初期支援充実加算	令和8年4月1日	令和8年4月1日
基本診療料	特定入院料	救命救急入院料2 （救急体制充実加算）（広範囲熱傷管理加算）	令和8年6月1日	令和8年9月1日
基本診療料	特定入院料	特定集中治療室管理料1（広範囲熱傷管理加算）	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	特定入院料	ハイケアユニット入院医療管理料1	令和8年9月1日	令和8年9月1日
基本診療料	特定入院料	総合周産期特定集中治療室管理料 （1　母体・胎児集中治療室管理料） （2　新生児集中治療室管理料） （成育連携支援加算）	平成19年12月1日	令和4年4月1日
基本診療料	特定入院料	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	特定入院料	新生児治療回復室入院医療管理料	令和5年6月1日	令和5年6月1日
基本診療料	特定入院料	一類感染症患者入院医療管理料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	特定入院料	小児入院医療管理料2 （養育支援体制加算）	平成22年5月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	ウイルス疾患指導料	令和2年9月1日	令和2年9月1日
特掲診療料	医学管理等	外来栄養食事指導料（注3）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	心臓ペースメーカー指導管理料 （植込型除細動器移行期加算）	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	心臓ペースメーカー指導管理料 （遠隔モニタリング加算）	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	医学管理等	高度難聴指導管理料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	糖尿病合併症管理料	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料（難治性がん性疼痛緩和指導管理加算）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料イ	平成22年7月1日	平成22年7月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ロ	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ハ	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ニ	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	医学管理等	外来緩和ケア管理料	令和4年7月1日	令和4年7月1日
特掲診療料	医学管理等	小児運動器疾患指導管理料	平成30年8月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	医学管理等	乳腺炎重症化予防ケア・指導料	令和7年11月1日	令和7年11月1日
特掲診療料	医学管理等	婦人科特定疾患治療管理料	令和2年4月1日	令和2年10月1日
特掲診療料	医学管理等	腎代替療法指導管理料	令和8年2月1日	令和8年2月1日
特掲診療料	医学管理等	二次性骨折予防継続管理料1	令和4年6月1日	令和4年6月1日
特掲診療料	医学管理等	二次性骨折予防継続管理料3	令和4年6月1日	令和4年6月1日
特掲診療料	医学管理等	下肢創傷処置管理料	令和4年9月1日	令和4年9月1日
特掲診療料	医学管理等	救急外来医学管理料1（救急外来緊急検査対応加算1）（院内トリアージ実施体制加算） （救急時医療情報取得加算）	令和8年6月1日	令和8年7月1日
特掲診療料	医学管理等	外来放射線照射診療料	平成24年10月1日	平成24年10月1日
特掲診療料	医学管理等	外来腫瘍化学療法診療料1	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	外来腫瘍化学療法診療料1　連携充実加算	令和4年11月1日	令和4年11月1日
特掲診療料	医学管理等	がん薬物療法体制充実加算	令和6年7月1日	令和6年7月1日
特掲診療料	医学管理等	療養・就労両立支援指導料	令和8年1月1日	令和8年1月1日
特掲診療料	医学管理等	遺伝性疾患療養指導管理料	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	医学管理等	開放型病院共同指導料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）	平成20年12月1日	平成20年12月1日
特掲診療料	医学管理等	がん治療連携計画策定料	平成23年4月1日	令和8年7月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	医学管理等	がん治療連携管理料	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	医学管理等	こころの連携指導料（Ⅱ）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	薬剤管理指導料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	医療機器安全管理料1	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	医学管理等	医療機器安全管理料2	平成24年10月1日	平成24年10月1日
特掲診療料	医学管理等	歯科治療時医療管理料	平成23年6月1日	平成23年6月1日
特掲診療料	医学管理等	心不全再入院予防継続管理料1・2	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	医学管理等	口腔機能実地指導料	令和8年9月1日	令和8年9月1日
特掲診療料	在宅医療	救急患者連携搬送料1	令和6年11月1日	令和6年11月1日
特掲診療料	在宅医療	在宅患者訪問看護・指導料の注2	令和5年11月1日	令和5年11月1日
特掲診療料	在宅医療	同一建物居住者訪問看護・指導料の注2	令和5年11月1日	令和5年11月1日
特掲診療料	在宅医療	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	令和4年10月1日	令和4年10月1日
特掲診療料	在宅医療	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	在宅医療	在宅自己腹膜灌流指導管理料2	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	検査	造血器腫瘍遺伝子検査	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	検査	遺伝学的検査	平成29年1月1日	平成29年1月1日
特掲診療料	検査	染色体検査の注2に規定する施設基準	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	検査	BRCA1/2遺伝子検査	令和2年4月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	検査	がんゲノムプロファイリング検査	令和2年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	検査	先天性代謝異常症検査	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	検査	HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	令和5年9月1日	令和5年9月1日
特掲診療料	検査	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	検査	ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	検査	検体検査管理加算（Ⅳ）	平成30年5月1日	平成30年5月1日
特掲診療料	検査	国際標準検査管理加算	令和3年1月1日	令和3年1月1日
特掲診療料	検査	植込型心電図検査	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	検査	ヘッドアップティルト試験	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	検査	皮下連続式グルコース測定	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	神経学的検査	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	検査	全視野精密網膜電図	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	検査	コンタクトレンズ検査料1	平成20年4月1日	平成29年4月1日
特掲診療料	検査	小児食物アレルギー負荷検査	平成20年3月1日	平成20年3月1日
特掲診療料	検査	内服・点滴誘発試験	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	センチネルリンパ節生検 （片側） 1 併用法	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	経頸静脈的肝生検	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	検査	前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）	令和7年1月1日	令和7年1月1日
特掲診療料	画像診断	画像診断管理加算1	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	画像診断	画像診断管理加算3	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	画像診断	CT撮影及びMRI撮影	平成19年11月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	画像診断	冠動脈CT撮影加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	画像診断	外傷全身CT加算	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	画像診断	大腸CT撮影加算	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	画像診断	血流予備量比コンピューター断層撮影解析	令和2年4月1日	令和4年4月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	画像診断	心臓MRI撮影加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	画像診断	乳房MRI撮影加算	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	画像診断	小児鎮静下MRI撮影加算	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	画像診断	頭部MRI撮影加算	令和1年11月1日	令和1年11月1日
特掲診療料	投薬	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	平成22年12月1日	平成22年12月1日
特掲診療料	注射	外来化学療法加算1	平成20年4月1日	平成30年3月1日
特掲診療料	注射	無菌製剤処理料	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	平成27年3月1日	平成27年3月1日
特掲診療料	リハビリテーション	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	平成24年3月1日	平成24年3月1日
特掲診療料	リハビリテーション	がん患者リハビリテーション料	平成27年5月1日	平成27年5月1日
特掲診療料	リハビリテーション	集団コミュニケーション療法料	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	歯科口腔リハビリテーション2	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	精神科専門療法	医療保護入院等診療料	平成25年11月1日	平成25年11月1日
特掲診療料	処置	処置の休日加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	処置の時間外加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	処置の深夜加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	令和7年11月1日	令和7年11月1日
特掲診療料	処置	多血小板血漿処置	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	処置	硬膜外自家血注入療法	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	処置	エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）	平成23年7月1日	平成23年7月1日
特掲診療料	処置	エタノールの局所注入（副甲状腺に対するもの）	平成23年7月1日	平成23年7月1日
特掲診療料	処置	人工腎臓　慢性維持透析を行った場合1	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	処置	導入期加算1	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	処置	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	平成24年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	処置	腎代替療法診療体制充実加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	ストーマ処置　ストーマ合併症加算	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	処置	一酸化窒素吸入療法	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	処置	歯科技工加算1及び2	平成22年6月1日	平成22年6月1日
特掲診療料	処置	歯科技工士連携加算1	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	手術の休日加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	手術の時間外加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	手術の深夜加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）	平成25年10月29日	平成25年10月29日
特掲診療料	手術	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	令和4年6月1日	令和4年6月1日
特掲診療料	手術	後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	椎間板内酵素注入療法	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	手術	脛骨遠位骨切り術	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	緊急穿頭血腫除去術	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を伴うもの）	令和4年4月1日	令和4年4月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	手術	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	緑内障手術 流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	平成30年6月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	緑内障手術 濾過胞再建術(needle法)	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	網膜再建術	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	上咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、中咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、下咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、喉頭蓋嚢腫摘出術(鏡視下によるもの)及び喉頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	乳腺悪性腫瘍手術 (乳癌センチネルリンパ節生検加算1)	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの(内視鏡下によるものを含む。))及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))	令和5年6月1日	令和5年6月1日
特掲診療料	手術	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)(内視鏡下によるものを含む。)	平成25年10月29日	平成25年10月29日
特掲診療料	手術	気管支バルブ留置術	令和7年6月1日	令和7年6月1日
特掲診療料	手術	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	令和2年6月1日	令和2年6月1日
特掲診療料	手術	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	令和2年6月1日	令和2年6月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈形成術	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	平成20年4月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈ステント留置術	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下弁形成術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術)	令和7年1月1日	令和7年1月1日
特掲診療料	手術	弁置換術(大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る)	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下弁置換術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的僧帽弁クリップ術	令和6年7月1日	令和6年7月1日
特掲診療料	手術	不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	不整脈手術 左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)	令和3年12月1日	令和3年12月1日
特掲診療料	手術	経皮的中隔心筋焼灼術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	ペースメーカー移植術(リードレスペースメーカーの場合)	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)	平成21年11月1日	平成21年11月1日
特掲診療料	手術	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)	令和1年9月1日	令和1年9月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	手術	経皮的大動脈遮断術	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的下肢動脈形成術	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	ダメージコントロール手術	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃切除術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下噴門側胃切除術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）	令和5年11月1日	令和5年11月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃全摘術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの）	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下肝切除術 （部分切除及び外側区域切除） （亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く)、2区域切除及び3区域切除以上）	平成22年5月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） （部分切除及び外側区域切除） （亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く)、2区域切除及び3区域切除以上）	令和7年8月1日	令和7年8月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵中央切除術	令和8年4月1日	令和8年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	平成25年7月1日	平成25年7月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和4年7月1日	令和4年7月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	令和8年4月1日	令和8年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和8年4月1日	令和8年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和6年3月1日	令和6年3月1日
特掲診療料	手術	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	平成24年6月1日	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	内視鏡的小腸ポリープ切除術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	膀胱水圧拡張術	平成24年6月1日	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和8年5月1日	令和8年5月1日
特掲診療料	手術	膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	尿道狭窄グラフト再建術	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	精巣温存手術	令和6年6月1日	令和6年6月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成27年5月1日	平成27年5月1日
特掲診療料	手術	膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下仙骨膣固定術	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	胎児輸血術（一連につき）	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	臍帯穿刺	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術（胃瘻造設術、薬剤投与用胃瘻造設術）	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）	令和3年1月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）	令和3年1月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の20 周術期栄養管理実施加算	令和5年3月1日	令和5年3月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の23 外科医療確保特別加算	令和8年8月1日	令和8年8月1日
特掲診療料	手術	輸血管理料Ⅰ	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	輸血適正使用加算	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	手術	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	平成24年8月1日	平成24年8月1日
特掲診療料	手術	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡手術用支援機器加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術等管理料	体外式膜型人工肺管理料	令和5年1月1日	令和5年1月1日
特掲診療料	麻酔	麻酔管理料（Ⅰ）	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	麻酔	麻酔管理料（Ⅱ）	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	麻酔	周術期薬剤管理加算	令和6年3月1日	令和6年3月1日
特掲診療料	放射線治療	放射線治療専任加算	平成20年8月1日	平成20年8月1日
特掲診療料	放射線治療	外来放射線治療加算	平成20年8月1日	平成20年8月1日
特掲診療料	放射線治療	高エネルギー放射線治療	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	放射線治療	高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に対するものに限る）	令和2年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	放射線治療	画像誘導放射線治療加算（IGRT）	平成27年11月1日	平成30年10月1日
特掲診療料	放射線治療	体外照射呼吸性移動対策加算	平成27年11月1日	平成27年11月1日
特掲診療料	放射線治療	直線加速器による放射線治療（定位放射線治療）	平成27年11月1日	平成27年11月1日
特掲診療料	放射線治療	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）	平成27年11月1日	平成27年11月1日
特掲診療料	病理診断	病理診断管理加算2	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	病理診断	悪性腫瘍病理組織標本加算	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	病理診断	口腔病理診断管理加算2	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	病理診断	保険医療機関間の連携による病理診断	令和5年2月1日	令和5年2月1日
特掲診療料	病理診断	国際標準病理診断管理加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	その他	看護職員処遇改善評価料67	令和4年10月1日	令和4年10月1日
特掲診療料	その他	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	その他	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	その他	入院ベースアップ評価料135	令和6年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	その他	歯科技工所ベースアップ支援料	令和8年6月1日	令和8年6月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	その他	クラウン・ブリッジ維持管理料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	その他	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	平成27年1月1日	平成27年1月1日
入院時食事療養	入院時食事療養	入院時食事療養（Ⅰ）	平成19年11月1日	平成19年11月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	特別の療養環境の提供（差額個室）	平成19年11月1日	令和2年4月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	病院の初診に関する事項	平成19年11月1日	令和1年10月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	病院の再診に関する事項	令和1年10月1日	令和1年10月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	金属床による総義歯の提供	平成19年11月1日	令和1年10月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	入院期間が180日を超える入院	平成19年11月1日	令和6年6月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	う蝕に罹患している患者の指導管理	平成29年4月1日	令和2年4月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	先進医療　遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子静脈内投与療法　脳出血(発症から二時間以内のものに限る。）	令和3年1月1日	令和3年1月1日

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務委託契約書

新潟市民病院（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する「新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務」について、次のとおり委託契約を締結する。

１　委託業務の名称

「新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務」（以下「本業務」という。）

２　委託業務の内容

「新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

３　履行場所

新潟市中央区鐘木４６３番地７　新潟市民病院

４　履行期間

令和８年１０月５日から令和９年３月３１日まで

５　契約金額

契約総額 金○,○○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 金○○○,○○○円）とする。

６　契約保証金

新潟市契約規則第３４条により契約保証金は免除する。

７　契約条項

別紙「新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務委託契約書 契約条項」のとおり。

本契約を証するため本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年１０月５日

甲　新潟市中央区鐘木４６３番地７
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者　五十嵐 修一　　印

乙

印

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務委託契約書 契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書及び甲乙協議の上で作成するプロジェクト計画書等の関連資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又はこの契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書等に定める事項が優先するものとする。

２　乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

３　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

４　乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

５　この契約条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。

７　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

８　この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

９　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）、商法（明治３２年法律第４８号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）の定めるところによるものとする。

１１　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１２　この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第２条　乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2　前項各号の金員は、契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

3　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4　第１項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第３４条第３号、第５号又は第６号のいずれかに該当するときは、第１項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5　甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第１項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第３条　乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（特許権等の使用）

第４条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（再委託の禁止等）

第５条　乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2　乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。

3　乙は、第１項ただし書により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

4　乙は、第１項ただし書により再委託をするときは、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、この契約で定めた事項を遵守させなければならない。

5　乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならな

い。

（作業場所）

第６条　乙は、本業務の実施上の必要性から甲の施設内で作業を行う必要があるときは、甲に作業場所の使用を要請することができる。この場合は、明確に甲の事務室と区分される場所とする。

２　甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、作業場所を有償又は無償により貸与する。

３　乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者は、甲の施設内で本業務を実施する場合は、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

（資料等の提供、管理及び返還）

第７条　乙は、甲が所有する本業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

２　甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等を無償で貸与又は開示等を行う。

３　乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

４　乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

５　乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又はこの契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

（履行計画書及び業務責任者等の指定及び通知）

第８条　乙は、本業務の履行に着手する前に、日程・履行方法等を書面により甲に届け出て甲の承認を得なければならない。また、日程・履行方法等を変更した場合、または第３２条の規定により契約内容が変更された場合も同様とする。

２　乙は、契約締結後速やかに管理責任者、主任業務従事者、作業従事者、連絡調整を行う責任者等（以下「業務責任者等」という。）及びそれぞれの主な役割、常駐場所等について書面により甲に届け出て甲の承認を得なければならない。

３　甲は、前項の業務責任者等を不適格と判断した場合、乙にその理由を通知するものとする。乙は甲と協議の上、業務責任者等の見直しを含め改善を図るものとする。

４　乙は、前項の通知を受けたときは、改善内容を書面により甲に届け出て甲の承認を得なければならない。

（直接対話の原則禁止）

第９条　甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と対話する必要が生じた場合は、原則として、管理責任者を通じて行わなければならない。

（指揮命令）

第１０条　乙は、本業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

２　乙の本業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

（事故等の報告）

第１１条　乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく、詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

（作業状況の報告等）

第１２条　乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

（履行の監督）

第１３条　甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（一般的損害）

第１４条　業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第１５条　業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

２　前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

（成果物の納入）

第１６条　乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべきこの契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

（第三者の権利の使用）

第１７条　乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

２　乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所

有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

(1)　甲が申し立てを受けた日から１４日以内に乙に事実及び内容を通知すること。

(2)　申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。

(3)　解決についての決定権限を乙に与えること。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第１８条　乙は、本業務の実施に関し、新潟市民病院医療情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記１「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

（個人情報の保護）

第１９条　乙は、本業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）第２条第２項に定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第３項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）等を遵守するとともに、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

（秘密の保持）

第２０条　甲乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1)　開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。

(2)　開示を受けた際に、既に公知であったもの。

(3)　開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。

(4)　被開示者が、この契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。

(5)　被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したもの。

(6)　法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

２　乙は、本業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

（情報の目的外使用の禁止）

第２１条　乙は、前条第１項の秘密情報であるかを問わず、この契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしにこの契約の目的外に使用してはならない。

（プロダクトの権利関係）

第２２条　この契約に基づき乙が甲に納品するプロダクト（システムを構成する「プログラ

ム」及び「関連資料」を包括して言い、技術サービスに基づき将来提供される改訂版、改良版等も含む。）の使用権等の取り扱いは、次の各号によるものとする。

(1)　乙は、甲に対しプロダクトを甲の業務の遂行の目的だけに使用するための譲渡不能非独占的使用権を許諾する。甲は、この契約に基づきプロダクトの使用権を取得し、プロダクトの著作権を取得しない。

(2)　甲は、プロダクトを甲の使用目的が存続する間使用することができる。

(3)　甲は、機械読取可能な形式か、又は印刷物として提供されたかを問わず、プロダクトを自己使用のため必要な場合に限り、複製することができる。

(4)　甲は、プロダクトの使用目的が消滅した場合は、乙の指示に従い直ちにプロダクトの原本及び複製物の全てを自らの責任において処分する。

(5)　甲は、乙の書面による事前の承諾がない限り、この契約に基づく使用権につき再使用権を設定し、若しくは第三者に譲渡し、又はプロダクト若しくはその複製物を第三者に譲渡転貸し、若しくは占有の移転をしてはならず、また、この契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

(6)　甲は、プロダクトを変更することはできない。ただし、プロダクトの権利者から許諾が得られたときは、自己使用のため必要な場合に限りプロダクトを変更することができる。

(7)　プログラムに付属する使用許諾条件等がある場合には、当該条件等がこの契約に優先して適用されるものとする。

（著作権の譲渡等）

第２３条　次の各号に掲げる成果物の著作権等の取り扱いは、前条に関わらず、次の各項の規定による。ただし、甲は、乙に対し次の各号に掲げる成果物について、この契約の目的の範囲内において、無償で使用し、再委託先に再使用許諾することができる権利を許諾する。

(1)　仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた事項に基づき、乙が従前から有していたプログラム等のカスタマイズを実施した部分及び新規に作成したプログラム。

(2)　仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた事項に基づき、乙が甲のために作成したシステム操作マニュアル等のドキュメント類。

(3)　本業務のシステム利用に必要とするセットアップデータ及びシステム利用開始後に蓄積したデータ。

２　乙は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権・翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、甲に無償で譲渡する。

３　甲は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表する

ことができる。

４　乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）及び第１９条（氏名表示権）を行使することができない。

（履行届書の提出）

第２４条　乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第２５条　甲は、履行届書を受理したときは、業務の成果について、その日から起算して１０日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

２　甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第３０条の規定を準用する。

３　乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第１項の規定を準用する。

４　第１項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

第２６条　業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果物を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

２　成果物の検査については、前条の規定を準用する。

３　甲は、成果物が前項の検査（第６項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

４　成果物の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

５　甲は、検査に不合格となった成果物について、成果物の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第３０条の規定を準用する。

６　乙は、前項の成果物の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第２項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第３項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

第２７条　乙は、検査の結果、不合格とされた成果物については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果物を返送し、又

は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果物の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

第２８条　乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に当該委託料を支払わなければならない。

３　甲が第１項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲はその事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときは、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は第２項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとしないものとする。

４　乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第２項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

第２９条　乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

２　甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

３　前２項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

（契約不適合責任）

第３０条　業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

２　乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

３　前２項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

４　甲は、契約不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、第１項及び第２項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を

知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5　第１項及び第２項の請求について、民法第５６２条第１項ただし書は適用しないものとする。

6　第１項及び第２項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第３１条　乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2　前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3　第１項の違約金は、委託料の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（契約の変更）

第３２条　甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

2　前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

（甲の解除権）

第３３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1)　履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2)　正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3)　乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　この契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3)　自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4)　差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を

受けたとき。

(5)　破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

(6)　解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(7)　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和３１年法律第１２０号）第９条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第１０条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。

(8)　前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9)　前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

３　甲は、前２項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

４　乙は、第２項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

５　乙は、第１項及び第２項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第３４条　乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1)　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2)　反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3)　自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4)　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5)　自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ　この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ　この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ　その他アからカに準ずる行為

2　乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1)　前項第１号から第３号の確約に反したことが判明した場合

(2)　前項第４号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3)　前項第５号の確約に反した行為をした場合

3　前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4　乙は、第２項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第３５条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第７７条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2)　乙が独占禁止法第７７条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

2　乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）

第３６条　乙は、甲が第３３条第１項若しくは第２項又は第３５条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の１０分の１に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　第２条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

３　第１項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）

第３７条　乙は、この契約に関して第３５条第１項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の２に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1)　第３５条第１項第１号及び第２号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2)　第３５条第１項第３号に掲げる場合において、刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

３　前２項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前２項の額を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第３８条　乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

２　甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

３　乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

（危険負担）

第３９条　成果物の引渡し前に生じた成果物の滅失、損傷等については、乙が危険を負担す

る。

２　第２５条の検査に合格する前（成果物の引渡しを伴う場合は、第２６条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

（運搬責任）

第４０条　この契約の履行に関し、原始資料等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

（費用の負担）

第４１条　この契約の締結に要する費用並びに原始資料等及び納入すべき成果物の運搬その他この契約を履行するために要する全ての費用は、この契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）

第４２条　乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

２　甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（疑義の決定）

第４３条　この契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

情報セキュリティに関する要求事項

（目的）

第１条　情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市民病院医療情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

（用語の定義）

第２条　本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1)　情報資産

次の各号を情報資産という。

ア　情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ　アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ　情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2)　コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3)　一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4)　情報セキュリティ管理区域

基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

（情報資産の適正管理）

第３条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

（情報資産の適正使用）

第４条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

（情報資産の適正保管）

第５条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

（情報資産の持ち出し・配布）

第６条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

２　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

３　乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

４　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を新潟市民病院（以下、「市民病院」という）の外へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

（情報資産の持ち込み）

第７条　乙は、業務上必要としない情報資産を市民病院内へ持ち込んではならない。

２　乙は、情報資産を市民病院内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（情報資産の廃棄）

第８条　乙は、第２条第１項第１号イに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。

２　前項の廃棄等の方法は、総行情第７７号「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和２年５月２２日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。

３　乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

（機器の管理）

第９条　乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

２　乙は、コンピュータ等を市民病院の院内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

３　乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、市民病院の院内ネットワークに接続してはならない。

（機器の持ち出し）

第１０条　乙は、一旦市民病院の院内に持ち込んだコンピュータ等を、市民病院の院外に持

ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

２　乙は、許可を受けてコンピュータ等を市民病院の院外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

３　乙は、委託業務の終了等に伴い、市民病院の院内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第８条と同様とする。

（機器の持ち込み）

第１１条　乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を市民病院の院内へ持ち込んではならない。

２　乙は、コンピュータ等を市民病院の院内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（機器の廃棄）

第１２条　乙は、市民病院の院内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第８条と同様とする。

（コンピュータウイルス対策）

第１３条　乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

（開発環境）

第１４条　乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

（試験データの取扱）

第１５条　乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

（一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室）

第１６条　乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

２　乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

（搬入出物の管理）

第１７条　乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

２　乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

（作業体制）

第１８条　乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

（情報資産の授受）

第１９条　乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

（教育・訓練への参加の義務）

第２０条　乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

（検査・指導）

第２１条　乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

２　乙は、市民病院の院外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

（事故報告）

第２２条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（指示）

第２３条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第２４条　甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（疑義等の決定）

第２５条　本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和 6 年 6 月 26 日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、本業務の遂行のために合理的に必要な場合を除き、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の持ち出し）

第７条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の書面による承諾なしに病院外に持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第８条　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

２　乙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなけれ

ばならない。

３　乙は、第１項ただし書により再委託する場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

４　乙は、第１項ただし書により再委託する場合には、再受託者に対し、本契約で定めた事項を遵守させ、秘密保持誓約書を提出させなければならない。

５　乙は、前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を新潟市病院事業管理者に提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第９条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第１０条　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第１１条　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第１２条　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第１３条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１４条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務仕様書

本仕様書は、新潟市民病院において業務委託契約により実施される施設基準運用遵守支援業務の仕様を示すものである。

１　業務の名称

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務

２　業務の目的

保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とし、関東信越厚生局へ届出済み施設基準の適合状況及び診療録と診療報酬請求の整合性等について、特定共同指導と同等の監査と確認を行い、是正項目の取りまとめや改善策の提案を行う。

３　業務委託期間

令和８年１０月５日から令和９年３月３１日まで

ただし、院内実地調査及び報告会の実施日は、新潟市民病院と業務受託者で協議のうえ、決定する。

なお、院内実地調査の実施日は、月曜日から金曜日の連続した平日３日間とし、調査時間は原則として９：００～１７：００とする。

また、実調査時間は延べ２１時間以上とする。

４　委託業務項目

（１） 院内実地調査
（２）ヒアリング
（３）実地調査報告書の作成
（４）実地調査結果の院内報告会の開催（１回）

５　委託業務内容

（１）院内実地調査

①　施設基準に関する書類監査・確認

各部署から提出される書類・資料について、下記の調査を行うこと。

・届出書類と現状の体制についての相違及び不備の調査。
・勤務表などによる人員配置、勤務状況（専従・専任・従事時間数等）の調査。
・病棟、病室等の運用状況についての調査。
・新潟市民病院内活動実績（カンファレンス・委員会等）の調査。

・上記のほか、カルテ記載確認を含めた施設基準や算定要件の遵守状況の調査。
・届出済み施設基準の一覧は別紙のとおり。

② 新潟市民病院内ラウンド
・保険医療機関としての掲示物の調査。
・各種法令に則った掲示物の調査。
・各種法令に則った機器等の配置の調査。
・ラウンド対象は院内全体とし、最低限 6 か所以上（うち病棟を 3 か所以上）行うこと。なお、対象部署は事前に新潟市民病院と業務受託者で調整すること。
・ラウンドは 2 班体制で行い、適宜ヒアリングを行うこと。
・ヒアリングの際は、担当者からの質疑応答に応じ、適宜、正答例を示すこと。
・調査範囲については、届出済み施設基準一覧を基本とし、以下の項目は必須とする。
〇入院基本料
〇入院基本料等加算
〇特定入院料
〇医学管理料

（2） ヒアリング
院内実地調査の期間中に次のとおり、個別にヒアリングを行うこと。ヒアリング対象については事前に新潟市民病院と業務受託者で調整する。
① 施設基準届出項目について、担当部署（10 部署以上）の責任者又は担当者にヒアリングを行うこと。
② 事前に選定したレセプト（15 症例以上）について、実際の医療行為とカルテ記載内容、請求内容との整合性について、担当医師にヒアリングを行うこと。また、必要に応じて看護師、コメディカルにヒアリングを行うこと。
③ ヒアリングは 1 部署又は 1 症例につき、概ね 30 分～40 分程度とし、2 卓体制で行うこと。
④ ヒアリングの際は、担当者からの質疑応答に応じ、適宜、正答例を示すこと。
⑤ ヒアリング終了後、質疑内容及び正答例の資料をヒアリング対象者に提供し、簡易な評価及び改善の提案を行うこと。

（3） 実地調査報告書の作成
① 院内実地調査結果について報告書を作成し、提出すること。

② 報告内容には、診療報酬算定基準等の適合・不適合状況を項目ごとに整理し、改善策等の提案を含むものとする。
③ 報告書提出部数は１５部とする。また、ＰＤＦ形式のデータも併せて提出すること。
④ 報告書提出は、院内報告会の５営業日前までとする。

（４）実地調査結果の院内報告会の開催（１回）
① 実地調査報告書の不適合項目を中心に改善提案を含めて説明・解説すること。また、質疑応答に回答すること。
② ヒアリング時の質疑対応のポイントや正答例を説明すること。
③ 開催回数は１回、時間は１時間程度とする。
④ 院内実地調査終了後、概ね１箇月以内に新潟市民病院内で開催すること。
⑤ 報告会及び実地調査中に新潟市民病院から出された質疑について、報告会中に回答を保留したものについては、後日書面で回答すること。

６　業務実施場所

新潟市民病院
新潟市中央区鐘木４６３番地７

７　その他

（１）業務受託者は、施設基準届出関係書類をはじめとする病院内に保管している書類を病院外へ持ち出すことはできない。
（２）業務受託者は、業務に係る情報資産を複写又は複製しないこと。ただし、病院の事前の承諾を得た場合は、この限りではない。
（３）業務従事者には、セキュリティカードを貸与する。セキュリティカードは紛失、盗難に注意し、適正に使用すること。
（４）この仕様書に定めのない事項については、新潟市民病院と業務受託者で協議のうえ決定する。

施設基準の届出一覧

別紙

令和8年9月1日現在

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
基本診療料	初・再診料	地域歯科診療支援病院歯科初診料	平成27年12月1日	平成30年4月1日
基本診療料	初・再診料	歯科外来診療医療安全対策加算2	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	初・再診料	歯科外来診療感染対策加算3	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	初・再診料	電子的診療情報連携体制整備加算２	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	初・再診料	電子的歯科診療情報連携体制整備加算１	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料	急性期病院A一般入院料	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料	急性期病院A精神病棟入院基本料　10対1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	急性期総合体制加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	臨床研修病院入院診療加算　基幹型	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	救急医療管理加算	平成22年4月1日	令和2年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	超急性期脳卒中加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	妊産婦緊急搬送入院加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	産科管理加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	診療録管理体制加算1	平成28年7月1日	令和6年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	医師事務作業補助体制加算1（15対1） イ	平成26年4月1日	令和2年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	急性期看護補助体制加算2 （25対1）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	看護職員夜間16対1配置加算1	令和8年2月1日	令和8年2月1日
基本診療料	入院基本料等加算	電子的診療情報連携体制整備加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	療養環境加算	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	重症者等療養環境特別加算	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	無菌治療室管理加算1	平成24年4月1日	平成24年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	緩和ケア診療加算	令和4年7月1日	令和4年7月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神科身体合併症管理加算	平成25年11月1日	平成25年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神科慢性身体合併症管理加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	がん拠点病院加算1のイ	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	医療安全対策加算1 （医療安全対策地域連携加算1）	平成20年4月1日	平成30年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	感染対策向上加算1 （指導強化加算）（抗菌薬適正使用体制加算） （微生物学的検査体制加算）	令和4年4月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	患者サポート体制充実加算	令和6年12月1日	令和6年12月1日
基本診療料	入院基本料等加算	報告書管理体制加算	令和4年11月1日	令和4年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	平成22年6月1日	平成22年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	ハイリスク妊娠管理加算	平成20年4月1日	平成21年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	ハイリスク分娩管理加算	平成20年4月1日	平成21年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	バイオ後続品使用体制加算	令和7年9月1日	令和7年9月1日
基本診療料	入院基本料等加算	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年8月1日	令和8年8月1日
基本診療料	入院基本料等加算	病棟薬剤業務実施加算3	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	データ提出加算　2・4　イ	平成24年4月1日	平成24年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	入退院支援加算1・3	平成30年4月1日	令和5年1月1日
基本診療料	入院基本料等加算	入院時支援加算	平成30年4月1日	令和4年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	認知症ケア加算1	平成31年2月1日	平成31年2月1日
基本診療料	入院基本料等加算	せん妄ハイリスク患者ケア加算	令和8年1月1日	令和8年1月1日
基本診療料	入院基本料等加算	排尿自立支援加算	令和7年11月1日	令和7年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神疾患診療体制加算	平成28年4月1日	平成28年4月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
基本診療料	入院基本料等加算	摂食障害入院医療管理加算	令和7年4月1日	令和7年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	地域医療体制確保加算2	令和8年8月1日	令和8年8月1日
基本診療料	入院基本料等加算	重症患者初期支援充実加算	令和8年4月1日	令和8年4月1日
基本診療料	特定入院料	救命救急入院料2 （救急体制充実加算）（広範囲熱傷管理加算）	令和8年6月1日	令和8年9月1日
基本診療料	特定入院料	特定集中治療室管理料1（広範囲熱傷管理加算）	令和8年6月1日	令和8年6月1日
基本診療料	特定入院料	ハイケアユニット入院医療管理料1	令和8年9月1日	令和8年9月1日
基本診療料	特定入院料	総合周産期特定集中治療室管理料 （1　母体・胎児集中治療室管理料） （2　新生児集中治療室管理料） （成育連携支援加算）	平成19年12月1日	令和4年4月1日
基本診療料	特定入院料	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	令和6年6月1日	令和6年6月1日
基本診療料	特定入院料	新生児治療回復室入院医療管理料	令和5年6月1日	令和5年6月1日
基本診療料	特定入院料	一類感染症患者入院医療管理料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
基本診療料	特定入院料	小児入院医療管理料2 （養育支援体制加算）	平成22年5月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	ウイルス疾患指導料	令和2年9月1日	令和2年9月1日
特掲診療料	医学管理等	外来栄養食事指導料（注3）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	心臓ペースメーカー指導管理料 （植込型除細動器移行期加算）	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	心臓ペースメーカー指導管理料 （遠隔モニタリング加算）	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	医学管理等	高度難聴指導管理料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	糖尿病合併症管理料	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料（難治性がん性疼痛緩和指導管理加算）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料イ	平成22年7月1日	平成22年7月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ロ	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ハ	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ニ	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	医学管理等	外来緩和ケア管理料	令和4年7月1日	令和4年7月1日
特掲診療料	医学管理等	小児運動器疾患指導管理料	平成30年8月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	医学管理等	乳腺炎重症化予防ケア・指導料	令和7年11月1日	令和7年11月1日
特掲診療料	医学管理等	婦人科特定疾患治療管理料	令和2年4月1日	令和2年10月1日
特掲診療料	医学管理等	腎代替療法指導管理料	令和8年2月1日	令和8年2月1日
特掲診療料	医学管理等	二次性骨折予防継続管理料1	令和4年6月1日	令和4年6月1日
特掲診療料	医学管理等	二次性骨折予防継続管理料3	令和4年6月1日	令和4年6月1日
特掲診療料	医学管理等	下肢創傷処置管理料	令和4年9月1日	令和4年9月1日
特掲診療料	医学管理等	救急外来医学管理料1（救急外来緊急検査対応加算1）（院内トリアージ実施体制加算） （救急時医療情報取得加算）	令和8年6月1日	令和8年7月1日
特掲診療料	医学管理等	外来放射線照射診療料	平成24年10月1日	平成24年10月1日
特掲診療料	医学管理等	外来腫瘍化学療法診療料1	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	外来腫瘍化学療法診療料1　連携充実加算	令和4年11月1日	令和4年11月1日
特掲診療料	医学管理等	がん薬物療法体制充実加算	令和6年7月1日	令和6年7月1日
特掲診療料	医学管理等	療養・就労両立支援指導料	令和8年1月1日	令和8年1月1日
特掲診療料	医学管理等	遺伝性疾患療養指導管理料	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	医学管理等	開放型病院共同指導料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）	平成20年12月1日	平成20年12月1日
特掲診療料	医学管理等	がん治療連携計画策定料	平成23年4月1日	令和8年7月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	医学管理等	がん治療連携管理料	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	医学管理等	こころの連携指導料（Ⅱ）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	医学管理等	薬剤管理指導料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	医療機器安全管理料1	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	医学管理等	医療機器安全管理料2	平成24年10月1日	平成24年10月1日
特掲診療料	医学管理等	歯科治療時医療管理料	平成23年6月1日	平成23年6月1日
特掲診療料	医学管理等	心不全再入院予防継続管理料1・2	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	医学管理等	口腔機能実地指導料	令和8年9月1日	令和8年9月1日
特掲診療料	在宅医療	救急患者連携搬送料1	令和6年11月1日	令和6年11月1日
特掲診療料	在宅医療	在宅患者訪問看護・指導料の注2	令和5年11月1日	令和5年11月1日
特掲診療料	在宅医療	同一建物居住者訪問看護・指導料の注2	令和5年11月1日	令和5年11月1日
特掲診療料	在宅医療	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	令和4年10月1日	令和4年10月1日
特掲診療料	在宅医療	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	在宅医療	在宅自己腹膜灌流指導管理料2	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	検査	造血器腫瘍遺伝子検査	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	検査	遺伝学的検査	平成29年1月1日	平成29年1月1日
特掲診療料	検査	染色体検査の注2に規定する施設基準	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	検査	BRCA1/2遺伝子検査	令和2年4月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	検査	がんゲノムプロファイリング検査	令和2年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	検査	先天性代謝異常症検査	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	検査	HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	令和5年9月1日	令和5年9月1日
特掲診療料	検査	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	検査	ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	検査	検体検査管理加算（Ⅳ）	平成30年5月1日	平成30年5月1日
特掲診療料	検査	国際標準検査管理加算	令和3年1月1日	令和3年1月1日
特掲診療料	検査	植込型心電図検査	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	検査	ヘッドアップティルト試験	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	検査	皮下連続式グルコース測定	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	神経学的検査	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	検査	全視野精密網膜電図	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	検査	コンタクトレンズ検査料1	平成20年4月1日	平成29年4月1日
特掲診療料	検査	小児食物アレルギー負荷検査	平成20年3月1日	平成20年3月1日
特掲診療料	検査	内服・点滴誘発試験	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	センチネルリンパ節生検 （片側） 1 併用法	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	経頸静脈的肝生検	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	検査	前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）	令和7年1月1日	令和7年1月1日
特掲診療料	画像診断	画像診断管理加算1	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	画像診断	画像診断管理加算3	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	画像診断	CT撮影及びMRI撮影	平成19年11月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	画像診断	冠動脈CT撮影加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	画像診断	外傷全身CT加算	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	画像診断	大腸CT撮影加算	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	画像診断	血流予備量比コンピューター断層撮影解析	令和2年4月1日	令和4年4月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	画像診断	心臓MRI撮影加算	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	画像診断	乳房MRI撮影加算	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	画像診断	小児鎮静下MRI撮影加算	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	画像診断	頭部MRI撮影加算	令和1年11月1日	令和1年11月1日
特掲診療料	投薬	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	平成22年12月1日	平成22年12月1日
特掲診療料	注射	外来化学療法加算1	平成20年4月1日	平成30年3月1日
特掲診療料	注射	無菌製剤処理料	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	平成27年3月1日	平成27年3月1日
特掲診療料	リハビリテーション	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	平成24年3月1日	平成24年3月1日
特掲診療料	リハビリテーション	がん患者リハビリテーション料	平成27年5月1日	平成27年5月1日
特掲診療料	リハビリテーション	集団コミュニケーション療法料	平成20年4月1日	平成20年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	歯科口腔リハビリテーション2	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	精神科専門療法	医療保護入院等診療料	平成25年11月1日	平成25年11月1日
特掲診療料	処置	処置の休日加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	処置の時間外加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	処置の深夜加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	令和7年11月1日	令和7年11月1日
特掲診療料	処置	多血小板血漿処置	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	処置	硬膜外自家血注入療法	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	処置	エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）	平成23年7月1日	平成23年7月1日
特掲診療料	処置	エタノールの局所注入（副甲状腺に対するもの）	平成23年7月1日	平成23年7月1日
特掲診療料	処置	人工腎臓　慢性維持透析を行った場合1	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	処置	導入期加算1	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	処置	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	平成24年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	処置	腎代替療法診療体制充実加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	処置	ストーマ処置　ストーマ合併症加算	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	処置	一酸化窒素吸入療法	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	処置	歯科技工加算1及び2	平成22年6月1日	平成22年6月1日
特掲診療料	処置	歯科技工士連携加算1	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	手術の休日加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	手術の時間外加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	手術の深夜加算1	令和1年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）	平成25年10月29日	平成25年10月29日
特掲診療料	手術	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	令和4年6月1日	令和4年6月1日
特掲診療料	手術	後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	椎間板内酵素注入療法	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	手術	脛骨遠位骨切り術	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	緊急穿頭血腫除去術	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を伴うもの）	令和4年4月1日	令和4年4月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	手術	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	緑内障手術 流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	平成30年6月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	緑内障手術 濾過胞再建術(needle法)	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	網膜再建術	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	上咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、中咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、下咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、喉頭蓋嚢腫摘出術(鏡視下によるもの)及び喉頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	乳腺悪性腫瘍手術 (乳癌センチネルリンパ節生検加算1)	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの(内視鏡下によるものを含む。))及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))	令和5年6月1日	令和5年6月1日
特掲診療料	手術	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)(内視鏡下によるものを含む。)	平成25年10月29日	平成25年10月29日
特掲診療料	手術	気管支バルブ留置術	令和7年6月1日	令和7年6月1日
特掲診療料	手術	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	令和2年6月1日	令和2年6月1日
特掲診療料	手術	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	令和2年6月1日	令和2年6月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈形成術	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	平成20年4月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈ステント留置術	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下弁形成術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術)	令和7年1月1日	令和7年1月1日
特掲診療料	手術	弁置換術(大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る)	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下弁置換術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的僧帽弁クリップ術	令和6年7月1日	令和6年7月1日
特掲診療料	手術	不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	不整脈手術 左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)	令和3年12月1日	令和3年12月1日
特掲診療料	手術	経皮的中隔心筋焼灼術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	ペースメーカー移植術(リードレスペースメーカーの場合)	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)	平成21年11月1日	平成21年11月1日
特掲診療料	手術	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)	令和1年9月1日	令和1年9月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	手術	経皮的大動脈遮断術	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的下肢動脈形成術	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	ダメージコントロール手術	平成22年4月1日	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃切除術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下噴門側胃切除術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）	令和5年11月1日	令和5年11月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃全摘術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの）	平成28年4月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下肝切除術 （部分切除及び外側区域切除） （亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く)、2区域切除及び3区域切除以上）	平成22年5月1日	平成28年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） （部分切除及び外側区域切除） （亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く)、2区域切除及び3区域切除以上）	令和7年8月1日	令和7年8月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵中央切除術	令和8年4月1日	令和8年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	平成25年7月1日	平成25年7月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和4年7月1日	令和4年7月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	令和8年4月1日	令和8年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和8年4月1日	令和8年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和6年3月1日	令和6年3月1日
特掲診療料	手術	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	平成24年6月1日	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	内視鏡的小腸ポリープ切除術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	膀胱水圧拡張術	平成24年6月1日	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和8年5月1日	令和8年5月1日
特掲診療料	手術	膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	尿道狭窄グラフト再建術	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	手術	精巣温存手術	令和6年6月1日	令和6年6月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成27年5月1日	平成27年5月1日
特掲診療料	手術	膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下仙骨膣固定術	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	令和4年4月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	胎児輸血術（一連につき）	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	臍帯穿刺	令和6年5月1日	令和6年5月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術（胃瘻造設術、薬剤投与用胃瘻造設術）	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）	令和3年1月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）	令和3年1月1日	令和4年4月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の20 周術期栄養管理実施加算	令和5年3月1日	令和5年3月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則の23 外科医療確保特別加算	令和8年8月1日	令和8年8月1日
特掲診療料	手術	輸血管理料Ⅰ	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	輸血適正使用加算	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	手術	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	平成24年8月1日	平成24年8月1日
特掲診療料	手術	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	平成26年4月1日	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡手術用支援機器加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	手術等管理料	体外式膜型人工肺管理料	令和5年1月1日	令和5年1月1日
特掲診療料	麻酔	麻酔管理料（Ⅰ）	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	麻酔	麻酔管理料（Ⅱ）	平成24年4月1日	平成24年4月1日
特掲診療料	麻酔	周術期薬剤管理加算	令和6年3月1日	令和6年3月1日
特掲診療料	放射線治療	放射線治療専任加算	平成20年8月1日	平成20年8月1日
特掲診療料	放射線治療	外来放射線治療加算	平成20年8月1日	平成20年8月1日
特掲診療料	放射線治療	高エネルギー放射線治療	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	放射線治療	高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に対するものに限る）	令和2年5月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	放射線治療	画像誘導放射線治療加算（IGRT）	平成27年11月1日	平成30年10月1日
特掲診療料	放射線治療	体外照射呼吸性移動対策加算	平成27年11月1日	平成27年11月1日
特掲診療料	放射線治療	直線加速器による放射線治療（定位放射線治療）	平成27年11月1日	平成27年11月1日
特掲診療料	放射線治療	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）	平成27年11月1日	平成27年11月1日
特掲診療料	病理診断	病理診断管理加算2	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	病理診断	悪性腫瘍病理組織標本加算	平成30年4月1日	平成30年4月1日
特掲診療料	病理診断	口腔病理診断管理加算2	令和7年4月1日	令和7年4月1日
特掲診療料	病理診断	保険医療機関間の連携による病理診断	令和5年2月1日	令和5年2月1日
特掲診療料	病理診断	国際標準病理診断管理加算	令和8年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	その他	看護職員処遇改善評価料67	令和4年10月1日	令和4年10月1日
特掲診療料	その他	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	その他	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	令和6年6月1日	令和6年6月1日
特掲診療料	その他	入院ベースアップ評価料135	令和6年6月1日	令和8年6月1日
特掲診療料	その他	歯科技工所ベースアップ支援料	令和8年6月1日	令和8年6月1日

点数表の区分	点数表の区分	届出の名称	算定開始年月日	更新日
特掲診療料	その他	クラウン・ブリッジ維持管理料	平成19年11月1日	平成19年11月1日
特掲診療料	その他	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	平成27年1月1日	平成27年1月1日
入院時食事療養	入院時食事療養	入院時食事療養（Ⅰ）	平成19年11月1日	平成19年11月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	特別の療養環境の提供（差額個室）	平成19年11月1日	令和2年4月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	病院の初診に関する事項	平成19年11月1日	令和1年10月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	病院の再診に関する事項	令和1年10月1日	令和1年10月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	金属床による総義歯の提供	平成19年11月1日	令和1年10月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	入院期間が180日を超える入院	平成19年11月1日	令和6年6月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	う蝕に罹患している患者の指導管理	平成29年4月1日	令和2年4月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	先進医療　遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子静脈内投与療法　脳出血(発症から二時間以内のものに限る。）	令和3年1月1日	令和3年1月1日